

委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第一項第三号に掲げる記載に代えて当該役員が法第六十一条の第四号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(国際規制物資の使用の届出)

第一条の三 製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者又は使用者は、国際規制物資を製鍊の事業の用に供し、加工の事業の用に供し、原子炉の設置若しくは運転の用に供し、再処理の事業の用に供し、又は法第五十二条第一項の許可を受けた使用的目的に使用しようとするときは、法第六十一条の三四項の規定により、その都度、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 国際規制物資を使用する工場又は事業所の名称及び所在地

三 国際規制物資の種類及び数量

四 予定使用期間

前項第三号の国際規制物資の種類については、供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

(旧)使用済燃料貯蔵事業者等の国際規制物資の貯蔵の届出)

第一条の六 旧製鍊事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、法第十二条の七第九項(法第二十二条の九第五項、法第四十三条の三の三第四項、法第四十三条の三の三十五第四項、法第五十一条第四項及び法第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を使用しようとするときは、法第六十一条の三第七項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、法第十条若しくは法第四十六条の七の規定により製鍊事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは法第三十三条第一項若しくは第二項、法第四十五条の三の二十第一項若しくは第二項又は法第五十六条の規定により加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 国際規制物資の種類及び数量

三 国際規制物資の種類及び数量

四 予定使用期間

前項第三号の国際規制物資の種類については、供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

(旧)製鍊事業者等の国際規制物資の使用の届出)

第一条の七 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、法第四十三条の二十八第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を貯蔵しようとするときは、法第六十一条の三第八項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を貯蔵する事業所ごとに作成し、法第四十三条の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 国際規制物資を貯蔵する事業所の名称及び所在地

三 国際規制物資の種類及び数量

四 予定される廃棄の期間

前項第三号の国際規制物資の種類については、供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

(旧)使用済燃料貯蔵事業者等の国際規制物資の貯蔵の届出)

第一条の八 旧廃棄事業者等は、法第五十一条の七の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を廃棄しようとするときは、法第六十一条の三第九項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を廃棄する事業所ごとに作成し、法第五十二条の三の三第五項の規定により、その都度、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を貯蔵する事業所の名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 国際規制物資の種類及び数量

三 国際規制物資の種類及び数量

四 予定される廃棄の期間

前項第三号の国際規制物資の種類については、供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

(旧)廃棄事業者等の国際規制物資の廃棄の届出)

第一条の九 法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(国際規制物資の使用に係る変更の届出)

第二条 法第六十一条の五第一項の規定により、変更の届出をしようとする国際規制物資使用者は、その変更をしようとする日の三十日前までに次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 使用の場所

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更に係る使用を開始する日

前項の届出は、法第五十七条の七第一項第六号に掲げる事項の変更を伴う場合には、その内容を記載した書類を添付してしなければならない。

(合併及び分割の認可の申請)

第三条 法第六十一条の五第二項の規定による変更の届出は、その内容を記載した書類を提出するこ

とにより行うものとする。

(新設分割の場合にあっては、署名)をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 使用の場所

三 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により国際規制物資

廃棄事業者		核燃料物質の種類別の不明物質量													
別 の 実 在 庫 量		正記録													
別 の 核 燃 料 物 質 の 種 類		八 試料の採取及び分析の記録													
度 認 実 の 在 都 都 確 間		九 計量管理上特に管理を必要とする設備の核燃料物質の種類別の挿入量及び挿入の時刻													
度 認 実 の 在 都 都 確 間		十 再処理施設の操作開始及び操作停止の時は停止間隔及び受渡しの原因													
度 認 実 の 在 都 都 確 間		十一 設備の種類別及び相手方別の受渡量及び受渡しの原因													
度 認 実 の 在 都 都 確 間		十二 設備の種類別の損失の数量及び理由													
度 認 実 の 在 都 都 確 間		十三 設備の種類別の廃棄の数量及び方法													
度 認 実 の 在 都 都 確 間		十四 設備の種類別の使用の状況の変化													
十五 在庫量		十五 設備の種類別の													
三 容 の バ 質 の 種 類 別 の 量	リバッヂングの内	一 核 燃 料 物 質 の 種 類	回 毎 年	都 度	変 化 の 状 況	都 度	都 度	都 度	都 度	都 度	都 度				
四 別 の 核 燃 料 物 質 の 種 類	核 燃 料 物 質 の 種 類 別 の 量	二 核 燃 料 物 質 の 種 類	一 核 燃 料 物 質 の 種 類	都 度	状 況	都 度	都 度	都 度	都 度	都 度	都 度				
四 別 の 核 燃 料 物 質 の 種 類	核 燃 料 物 質 の 種 類 別 の 量	三 リバッヂングの後	別 の 在 庫 量	都 度	の 都 度	の 都 度	の 都 度	の 都 度	の 都 度	の 都 度	の 都 度				
四 別 の 核 燃 料 物 質 の 種 類	核 燃 料 物 質 の 種 類 別 の 量	四 別 の 核 燃 料 物 質 の 種 類	四 別 の 核 燃 料 物 質 の 種 類 別 の 量	都 度	確 認 の 間	受 払 の 間	動 の 間	在 庫 の 間	使 用 の 間	都 度	都 度				
四 別 の 核 燃 料 物 質 の 種 類	核 燃 料 物 質 の 種 類 別 の 量	五 リバッヂングの間	六 の 都 度	都 度	の 都 度	の 都 度	の 都 度	の 都 度	の 都 度	の 都 度	の 都 度				
四 別 の 核 燃 料 物 質 の 種 類	核 燃 料 物 質 の 種 類 別 の 量	七 核 燃 料 物 質 の 測 定 校 正 の 年 間	八 試 料 の 採 取 及 び 分 析 の 記 録	九 計 量 管 理 上 特 に 管 理 を 必 要 と す る た め の 機 器 の 校 正 記 録	十 再 処 理 施 設 の 操 作 開 始 及 び 操 作 停 止 の 時 は 停 止 間 隔	十一 設 備 の 種 類 別 及 び 相 手 方 別 の 受 渡 量 及 び 受 渡 し の 原 因	十二 設 備 の 種 類 別 の 損 失 の 数 量 及 び 理 由	十三 設 備 の 種 類 別 の 廃 棄 の 數 量 及 び 方 法	十四 設 備 の 種 類 別 の 使 用 の 状 況 の 変 化	十五 設 備 の 種 類 別 の 使 用 の 状 況 の 変 化	十六 設 備 の 種 類 別 の 使 用 の 状 況 の 変 化	十七 設 備 の 種 類 別 の 使 用 の 状 況 の 変 化	十八 試 料 の 採 取 及 び 分 析 の 記 録	十九 計 量 管 理 上 特 に 管 理 を 必 要 と す る た め の 機 器 の 校 正 記 録	二十 核 燃 料 物 質 の 種 類 別 の 不 明 物 質 量

2		非原子力利 用国際規制 物資使用者	八 設備の種類別及び受渡しの都度		九 設備の種類別の損失の数量及び理由		十 設備の種類別の廃棄の数量及び方法		十一 設備の種類別の使用の状況の変化	
在庫量	十二 設備の種類別の使用の状況の間	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度	
類別の在庫量	一 國際規制物資 (核受渡しの都度)	回	毎年	都度	状況の間	間	十年	間	間	
二 國際規制物資の種類別の消費、損失、廃棄その他の増減の数量及び理由	二 國際規制物資の種類別の消費、損失、廃棄その他の増減の数量及び理由	回	毎月	都度	变化の間	間	十年	間	間	
三 國際規制物資の種類別の在庫量	三 國際規制物資の種類別の在庫量	回	毎月	都度	状況の間	間	十年	間	間	
前項に規定する記録事項について直接測定することができる記録をもつてその事項の記録に代えることができる。	前項に規定する記録事項について直接測定することができる記録をもつてその事項の記録に代えることができる。	回	毎月	都度	变化の間	間	十年	間	間	
第一項の表加工事業者の項第一号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第一号、使用済燃料貯蔵事業者の項第一号又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号の記録事項を記録すべき場合は、受入れ又は払出しに係る在庫変動及び事故損失に係る在庫変動については在庫変動の都度、その他の在庫変動については毎月一回（当該月において実在庫量の確認を行う場合にあっては、当該月において当該実在庫量の確認の開始前及び終了後それぞれ一回）とする。	第一項の表加工事業者の項第一号から第四号まで、第六号若しくは第七号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第一号から第八号まで若しくは第十七号、使用済燃料	回	毎月	都度	变化の間	間	十年	間	間	

貯蔵事業者の項第一号から第六号まで、再処理事業者の項第一号から第五号まで、廃棄事業者の項第一号から第四号まで又は使用者及び原子弹力利用国際規制物資使用者の項第一号から第四号までの記録事項を記録する場合には、バッチのほかに、より細分化した単位を核燃料物質の計量及び管理に用いる場合にあつては、当該単位（以下「単位体」という。）ごとに記載しなければならない。

二号若しくは第六号、再処理事業者の項第一号、第三号若しくは第八号、使用済燃料貯蔵事業者の項第一号、第三号若しくは第五号、廃棄事業者の項第二号、第三号若しくは一号、第三号若しくは第四号又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号、第三号若しくは第四号の記録事項を記録する場合はウランの量、トリウムの量及びプルトニウムの量を記載するとともに特定核分裂性物質(ウラン一二三三、ウラン一二三五、プルトニウム一二三九及びプルトニウム一二四)をいう。以下同じ)の量を併せて、同表加工事業者の項第一号、第三号、第四号、第六号又は第七号の記録事項を記録する場合にはその核燃料物質に含まれるウランの量、トリウムの量及びプルトニウムの量並びに特定核分裂性物質の量を併せて記載しなければならない。

○ 第一項の表加工事業者の項第一号、第四号、第六号若しくは第七号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第一号若しくは第八号、使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号若しくは第六号、再処理事業者の項第一号若しくは第五号、廃棄事業者の項第一号若しくは第四号又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号若しくは第七号の記録事項を記録する場合には、在庫変動、実在庫量、加工工程、再処理工程、廃棄物管理に係る処理工程、使用等の状況を説明するために必要な核燃料物質の組成、形状、濃縮度等の事項(同表加工事業者の項第一号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第一号、使用済燃料貯蔵事業者の項第一号、廃棄事業者の項第一号又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号の記録事項を記録する場合であつて、当該在庫変動が事故損失によるものであるときには当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のために採つた措置に關

する事項を、同表加工事業者の項第四号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第八号、使用済燃料貯蔵事業者の項第六号、廃棄事業者の項第四号又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第四号の記録事項を記録する場合にあつては実在庫量の確認のために採った手続に關する事項を、同表再処理事業者の項第一号の記録事項を記録する場合にあつては核燃料物質を含む溶液の体積及び密度等、核燃料物質の測定の精度を維持するために採った手續並びに当該在庫変動が事故損失によるものであるときは当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のために採つた措置に關する事項を、同項第五号の記録事項を記録する場合にあつては核燃料物質を含む溶液の体積及び密度等並びに実在庫量の確認のために採つた手續に關する事項を含む)。」であつて、国際約束に基づく保障措置その他の規制の円滑な適用に資するために必要なものを併せて記載しなければならない。

<p>項について、それぞれ同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができる方法をいう。第四条の二十一第一項及び第十条において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存しておかなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。</p> <p>（計量管理規定）</p>														
<p>第四条の二の二 法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について、計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">核燃料物質一 の使用（使う者の職務及び組織に関する事項）</td> <td style="padding: 10px;">核燃料物質の計量及び管理を行なう場合の方法及び当該方法により区分したばく（非原子力利ツチの符号の付し方に関する事項）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;">核燃料物質二 の貯蔵（貯蔵事業者に及び当該核燃料物質計量管理区域にによる貯蔵及付する符号に関する事項）</td> <td style="padding: 10px;">核燃料物質をバッチに区分する方法及び当該方法により区分したばく（バッチに区分した核燃料物質の組成、形状等を表す略号に関する事項）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;">核燃料物質三 の廃棄（廃棄物の使用を六行う場合の廃棄を含む）</td> <td style="padding: 10px;">核燃料物質の核燃料物質計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;">核燃料物質四 の輸送（輸送区域への受入れ、核燃料物質計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項）</td> <td style="padding: 10px;">核燃料物質の核燃料物質計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;">核燃料物質五 の保管（保管区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項）</td> <td style="padding: 10px;">核燃料物質の核燃料物質計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;">核燃料物質六 の販売（販売区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項）</td> <td style="padding: 10px;">核燃料物質の核燃料物質計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	区分	項目	核燃料物質一 の使用（使う者の職務及び組織に関する事項）	核燃料物質の計量及び管理を行なう場合の方法及び当該方法により区分したばく（非原子力利ツチの符号の付し方に関する事項）	核燃料物質二 の貯蔵（貯蔵事業者に及び当該核燃料物質計量管理区域にによる貯蔵及付する符号に関する事項）	核燃料物質をバッチに区分する方法及び当該方法により区分したばく（バッチに区分した核燃料物質の組成、形状等を表す略号に関する事項）	核燃料物質三 の廃棄（廃棄物の使用を六行う場合の廃棄を含む）	核燃料物質の核燃料物質計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項	核燃料物質四 の輸送（輸送区域への受入れ、核燃料物質計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項）	核燃料物質の核燃料物質計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項	核燃料物質五 の保管（保管区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項）	核燃料物質の核燃料物質計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項	核燃料物質六 の販売（販売区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項）	核燃料物質の核燃料物質計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項
区分	項目													
核燃料物質一 の使用（使う者の職務及び組織に関する事項）	核燃料物質の計量及び管理を行なう場合の方法及び当該方法により区分したばく（非原子力利ツチの符号の付し方に関する事項）													
核燃料物質二 の貯蔵（貯蔵事業者に及び当該核燃料物質計量管理区域にによる貯蔵及付する符号に関する事項）	核燃料物質をバッチに区分する方法及び当該方法により区分したばく（バッチに区分した核燃料物質の組成、形状等を表す略号に関する事項）													
核燃料物質三 の廃棄（廃棄物の使用を六行う場合の廃棄を含む）	核燃料物質の核燃料物質計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項													
核燃料物質四 の輸送（輸送区域への受入れ、核燃料物質計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項）	核燃料物質の核燃料物質計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項													
核燃料物質五 の保管（保管区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項）	核燃料物質の核燃料物質計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項													
核燃料物質六 の販売（販売区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項）	核燃料物質の核燃料物質計量管理制度の組成、形狀等を表す略号に関する事項													

2 障措協定に基づく保障措置の適用上必要と認められる場合には、加工事業者の保障措置検査の受検（濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設並びに特定燃料体等に係る加工施設に係るもの）を除く。）と同時に、原子力規制委員会の指定する核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

前項の保障措置検査に当たつて行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

五四三二一
封印監視 員數檢查 帳簿檢查 立入り

第四条の二の六 発電用原子炉設置者は、特定燃料体以外の燃料体のみを燃料として使用する実用発電用原子炉を使用している場合には、原子炉格納容器を開こうとするとき及び原子炉格納容器を開じたときに、当該発電用原子炉設置の核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

前項の保障措置検査に当たつて行うこととがで
きる事項は、次に掲げるとおりとする。

立入り
帳簿検査
員数検査
非破壊検査
試料提出
封印監視

3 第一項の保障措置検査を受けたときは、第四条の二の三第一項第一号に掲げる実在庫検査を受けたものとみなす。

体を使用している場合には、当該設備を使用している期間にわたり、継続して、当該再処理設備本体を使用している再処理施設の核燃料物質計量管理区域において、保障措置検査を受けなければならない。

2 前項の保障措置検査に当たつて行うことがで
きる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 立入り

二 再処理施設の各工程における核燃料物質の

三 数量及び状況を確認すること。 使用している再処理施設の操作状況を確認

すること。
四 非破壊検査
五 試料提出

六 封印監視

次の表の第一欄に掲げる事業者

四三二
非破壞檢
試料提出
封印監視

口 情報処 数及び経 ハ 情報処 機等の設

理業務を実施する主たる技術者の
歴

欄に掲げる事業者の第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域が中間在庫検査を受け得る期間に、第四欄に掲げる施設の原子力規制委員会が指定する核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

第一欄		第二欄		第三欄		第四欄	
事業者	再処理使用者	事業者	再処理使用者	事業者	再処理施設と密接な関連を有する	事業者	再処理施設
使用者	再処理使用者	事業者	再処理施設	使用者	再処理施設と密接な関連を有する	使用者	再処理施設
使用者	再処理使用者	使用者	再処理施設	使用者	再処理施設と密接な関連を有する	使用者	再処理施設
る使用施設等	接な関連を有する	接な関連を有する	接な関連を有する	る使用施設等	接な関連を有する	接な関連を有する	接な関連を有する
る使用施設等	接な関連を有する	接な関連を有する	接な関連を有する	る使用施設等	接な関連を有する	接な関連を有する	接な関連を有する

一	二	三	四	五	六	七	八
立入り 査定	帳簿検査	員数検査	機器検査	非破壊検査	試料提出	封印監視	第一項の表の第一欄に掲げる事業者が第四欄 に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、同項の保障措置検査を受けたとき、原子力規制委員会が適当と認める場合には、第二欄に掲げる事業者は第三欄に掲げる施設の核燃料物

質計量管理区域において、当該期間に受けるべき中間在庫検査を受けたものとみなす。

第四条の二の九 特定原子力事業者等は、特定原子力施設が存在するサイトにおいて、年六回を限度として（原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するため必要と認める場合は、当該限度を超えて）原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。当該限度を超える場合にあつければならない。

では、保障措置検査の回数は、おおむね年平均六回を超えないものとする。
前項の保障措置検査に当たつて行うことなどがで
きる事項は、次に掲げるとおりとする。

□ 情報処理業務を実施する主たる技術者の
数及び経歴

1

八 情報処理業 数及び経歴

業務を実施する主たる技術者の

機等の設備の概要、所在場所及び所有又は
二 借入れの別
一 國際約束に基づく保障措置に係る情報処理
理の技術その他の技術の研究及び開発の
実績
本 情報処理業務以外の業務を行つてゐる場所

(業務規定)

合には、当該業務の種類及び概要

第四条の五 法第六十一条の十六第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 情報処理業務を実施する者の配置に関すること。

二 情報処理業務を実施する場合に使用する設備に関すること。

三 受託した情報処理業務に関する結果の報告等の保存に関すること。

四 情報処理業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関すること。

五 その他情報処理業務に関する必要な事項

2 指定情報処理機関は、法第六十一条の十六第一項の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、前項各号に掲げる事項について業務規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(事業計画等の認可の申請)

第四条の六 指定情報処理機関は、法第六十一条の十七第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、事業計画書及び収支予算書を添付した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

規制委員会に提出しなければならない。

指定情報処理機関は、法第六十一条の十七第七項後段の規定により事業計画又は收支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 変更の内容

二 変更しようとする年月日

三　変更の理由
(業務の休廃止の許可の申請)
第四条の七 指定情報処理機関は、法第六十一条の二十の規定により情報処理業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる

告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に報告しなければならない。

17 前二項の規定は、使用する核燃料物質の実効値の合計が百分の一に達しない使用者については、適用しない。

18 國際規制物資を使用している者（旧國際規制物資使用者等及び國際規制物資を廃棄している廃棄事業者を除く。）は、核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合は、工場又は事業所ごとに、別記様式第十四による報告書を作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならない。

19 加工事業者又は再処理事業者は、法第十三条第一項若しくは法第四十六条第一項の規定により受けた許可又は法第四十四条第一項の規定により受けた指定若しくは法第四十四条の四第一項の規定により受けた許可に係る申請書に記載された核燃料物質収支図に加工又は再処理の各工程ごとに表示された核燃料物質の損失の数値（当該許可又は指定の際に付された条件により修正された場合にあっては、修正後の数値）の合計を超えて核燃料物質の損失が発生したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

20 核燃料物質を廃棄している廃棄事業者又は国際規制物質使用者（法第六十一条の三第一項に基づき核燃料物質の使用の許可を受けた者に限る。）は、当該核燃料物質の管理に関し、国際規制物質計量管理区域ごとに、別記様式第十五による報告書を作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

21 非原子力利用国際規制物質使用者（法第六十一条の三第一項に基づき核燃料物質の使用の許可を受けた者に限る。第三十一項及び第三十二項において同じ。）は、当該核燃料物質の管理に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第十六による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

22 試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物質使用者は、既に提出した第二十二項又は前項の報告書について、減速材物質の測定の精度の向上等により正確な数値が得られたときは、国際規制委員会に提出しなければならない。

23 減速材物質を使用している試験研究用等原子炉設置者若しくは発電用原子炉設置者、減速材物質を廃棄している廃棄事業者又は国際規制物質使用者は、毎年十二月三十一日における減速材物質の在庫の状況について、国際規制物質計量管理区域ごとに、別記様式第十八による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

24 試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物質使用者は、既に提出した第二十二項又は前項の報告書について、減速材物質の測定の精度の向上等により正確な数値が得られたときは、国際規制委員会に提出しなければならない。

25 試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物質使用者は、既に提出した第二十二項又は前項の報告書について、減速材物質の測定の精度の向上等により正確な数値が得られたときは、国際規制委員会に提出しなければならない。

26 加工事業者等又は非原子力利用国際規制物質使用者（法第六十一条の三第一項に基づき設備の使用の許可を受けた者に限る。次項及び第二十八項において同じ。）は、設備の受入れ又は払出しによる増減等により在庫の状況に変化が生じたときは、国際規制物質計量管理区域ごとに、別記様式第二十による報告書を作成し、当該在庫の状況に変化が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

27 設備を使用している加工事業者等（設備を廃棄している廃棄事業者を含む。）又は非原子力利用国際規制物質使用者は、毎年十二月三十一日における設備の在庫の状況について、国際規制物質計量管理区域ごとに、別記様式第二十一による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

28 加工事業者等又は非原子力利用国際規制物質使用者は、設備を受け入れ、又は払い出す場合には、工場又は事業所ごとに、別記様式第十九による報告書を作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならない。

29 國際規制物質を使用している者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なもの）を除く。が生じたときは又は法第六十一条の八の二第二項四号若しくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）が取り付けられた装置が正当な理由なく若しくは取り付けられた装置を三十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

30 非原子力利用国際規制物質使用者は、核燃料物質の事故増加が生じたときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第二十二による報告書を作成し、当該事故増加が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

31 非原子力利用国際規制物質使用者（旧国際規制物質使用者等を除く。次項において同じ。）は、核燃料物質を輸入し、又は輸出したときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第二十三による報告書を作成し、輸入又は輸出を実施した日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

32 非原子力利用国際規制物質使用者は、既に提出した前項の報告書について、核燃料物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

33 第八条 法第六十一条の八の二第三項又は法第六十八条第五項及び法第六十二条の二十三第二項（法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第二十八及び別記様式第二十九とする。

34 第九条 原子力規制委員会は、法第六十八条第六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項までの規定により国際規制物質を使用している者の工場又は事業所内において封印をさせ、又は装置を取り付けさせようとするときは、あらかじめ、封印又は装置の取付けの予定期限、箇所等をその者に通報するものとする。

35 (封印又は装置の取付けの通報)

36 ウラン鉱山においてウラン鉱の採鉱、採鉱及び選鉱を行っている者は、その実施に関し、ウラン鉱山ごとに、別記様式第二十七による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

37 第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで、第三十項から前項までの報告書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(身分を示す証明書)

38 第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで、第三十項から前項までの報告書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

39 第九条 原子力規制委員会は、法第六十八条第六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項までの規定により国際規制物質を使用している者の工場又は事業所内において封印をさせ、又は装置を取り付けさせようとするときは、あらかじめ、封印又は装置の取付けの予定期限、箇所等をその者に通報するものとする。

40 (電磁的記録媒体による手続)

41 第十条 第七条第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで及び第三十項から第三十六項までの報告書の提出については、当該報告書の提出に代え、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいふ。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第二十五による報告書を作成し、当該サイトにより行うことができる。

の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

42 第十一条 原子力規制委員会は、法第六十八条第六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項までの規定により国際規制物質を使用している者の工場又は事業所ごとに、別記様式第二十四による報告書を作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

43 加工事業者等は、毎年十二月三十一日における設備の在庫の状況について、国際規制物質計量管理区域ごとに、別記様式第二十一による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

44 加工事業者等は、毎年十二月三十一日における設備の在庫の状況について、国際規制物質計量管理区域ごとに、別記様式第二十一による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

(指定情報処理機関等の名称等)

（昭和五十二年法律第八十号）の施行の日（昭和五十二年十二月一日）から施行する。

式第七による報告書を作成し、それぞれ当該期間の経過後十五日以内に長官に提出することができる。

技術庁長官に提出した申請書に記載した計量管理規定に従つて引き続き国際規制物資を使用することができる。その者が、その期間内に法第

会が指定する指定情報処理機関又は指定保障措

(施行期日) 第二号 指

行する。
附 則（昭和五三年一二月二八日總理府
令第五四号）

この府令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十

四
年一月四日から施行する。

する規則の一部を改正する命令（昭和五十三年総理府・通商産業省令第五号）による改正前の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する

る規則（昭和三十二年總理府・通商產業省令第一号）、核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部を改正する總理府令（昭和五十三年總

府令第四十九号)による改正前の核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年總理府令第三十七号)、原子炉の設置、運転等に関する

規則の一部を改正する總理府令(昭和五十三年總理府令第五十号)による改正前の原子炉の設置、重水等の規制(昭和三一二三總理

設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部を改正する總理府令（昭和

五十三年總理府令第五十二号による改正前の
使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和
四十六年總理府令第十号)又は核燃料物質の使

用等に関する規則の一部を改正する總理府令(昭和五十三年總理府令第五十三号)による改正前の該燃料物質の使用等に關する規則(昭和

三十二年総理府令第八十四号の規定によりされた報告のうち、改正後の国際規制物資の使用に関する見り（以下「所見」）。

に關する規則(以下「新規則」とします)中には、当該報告に係る規定に相当する規定があるものについては、新規則の当該相当する規定により

された報告とみなす。
使用する核燃料物質の実効値の合計が一に達しない使用者は、受入れ若しくは払出し、保管

廃棄以外の廃棄又は事故損失による在庫変動以外の在庫変動については、新規則第七条第六項の規定にかかわらず、当分の間、毎年一月一日

から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について新規則別記様

式第七にによる報告書を作成し、それぞれ当該期間の経過後十五日以内に長官に提出することができる。

附 則 (昭和五五年一〇月二四日總理府令第五二号)

この府令は、核原物料質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第四十三三号)の施行の日(昭和五十五年十一月十四日)から施行する。

附 則 (昭和六一年一一月二六日總理府令第六四号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年九月二八日總理府令第四四号)

(施行期日)
(経過措置)

第一条 この府令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

第二条 この府令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けている者(核原物料質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第十五条に規定する種類及び数量の核燃料物質のみを使用する者を除く。)は、昭和六十三年十二月三十一日までの間は、同項の規定による計量管理規定の変更の認可を受けないでも、この府令による改正前の国際規制物資の使用に関する規則(以下「旧規則」という。)第四条の二第一項の規定により科学技術庁長官に提出した申請書に記載した計量管理規定に従つて引き続き国際規制物資を使用することができる。その者が、その期間内に法第六十一条の八第一項の規定による計量管理規定の変更の認可の申請をした場合において、認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

この府令の施行の際現に法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けている者(令第十五条に規定する種類及び数量の核燃料物質のみを使用する者に限る。)は、昭和六十四年九月三十日までの間は、同項の規定による計量管理規定の変更の認可を受けないで、旧規則第四条の二第一項の規定により科学

技術庁長官に提出した申請書に記載した計量管理規定に従つて引き続き国際規制物資を使用することができる。その者が、その期間内に法第六十一条の人第一項の規定による計量管理規定の変更の認可の申請をした場合において、認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

この府令による改正後の国際規制物資の使用に関する規則第七条の規定は、この府令の施行の日以後に発生する事実に関する報告について適用し、同日前に発生した事実に関する報告については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年七月三日総理府令第四五号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年三月二三日総理府令第三号)

(施行期日)
(経過措置)

第一条 この府令は、平成七年四月一日から施行する。

第二条 この府令による改正後の国際規制物資の使用に関する規則（以下「新規則」という。）別記様式第四から様式第十一まで（新規則第七条第十二項の規定による報告に係るものを除く。）、様式第十六（新規則第七条第二十二項の規定による報告に係るものを除く。）及び様式第十九は、この府令の施行の日以後に発生する事実に関する報告について適用し、同日前に発生した事実に関する報告については、なお従前の例による。

この府令による改正前の国際規制物資の使用に関する規則別記様式第十二による報告書の記載事項に変更があった場合における新規則第七条第十四項の規定による報告書の様式については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年七月二二日総理府令第二九号)

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二二日）から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三一日総理府令第八号)

この府令は、平成十年四月二十日から施行する。

第一條 この規則は、原子力利用における安全対策の実施に付随する事項を定め、安全管理の基準を明確にするため、制定する。

原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年七月十日)から施行する。

附則（平成二九年二月二日原子力規制委員会規則第二十九号）

(施行期日) 規制委員会規則第一七号抄

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する

法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年十月一日）から施行する。

附則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

員会規則第三号抄

する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年九月一三日原子力規制委員会規則第四号）

る。この規則は、令和元年九月十四日から施行す

附 則（令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第一二号）抄

一条 この規則は、原子力利用における安全対策（施行期日）

策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月二六日原子力規制委員会規則第一四号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年二月二日原子力規制委員会規則第二一号）抄
（施行期日）
一条 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和三年二月二二日原子力規制委員会規則第一号）

**附 則（令和六年三月七日原子力
員会規則第一号）**

別記様式第1（第7条関係）

別記様式第2(第7条規則) 沿用規則第4、全規則第7条規則第5、平11規則第6
44、平20規則第44、平21規則第114、平22規則第18、平23規則第2、平24規則第2、今2規則
成44、一規則44

新規料物質（新燃料物質）放出報告書

原子力機制委員会

販売料物質(燃焼物質)の区分(注1)	
私出工場又は事業所	名 称 所在地
私 法 年 月 日	
私 法 数 量(kg)	
供 承 出 事 國(はな)	
受入工場又は事業所(注2)	名 称 所在地
運 輸 者 名	
危険物又は薬物の有無及びその形狀	

往：別記式第1の(1)の例により記載すること。
2 別記式第1の(2)の例により記載すること。
3 别記式第1の(3)の例により記載すること。
4 説明の場合においては、輸出販賣手並み及び相手方の名氏（法人にあっては、その名称）を記載すること。
備考
1) 用いた大字は、日本語略称用A～Jのこと。
2) この規範書は、原形判別式では既存機器の区分ごとに作成する。
3) この規範書は、専門工事又は事務所から便りに軽い封した荷物及び重量を算定して使用すること。

4 当該札引しが貯蔵の変更に伴う場合は、その旨を別箇で記載し、添付すること。

年 月 日

在住 長姓	(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
被保育料、施設料物費及びサービス費の算定に関する法律施行細則第1項及び第2項の規定による被保育料を算定する場合に適用する標準料金の額により、次のじりおり報告	
被保育料(燃料費別扱い)の区分(左記)	
幼 儿 園	事 業 国
工場 又 事 業 所	在 住 地
事務所上の施設名(右記)	在 住 地
被保育料の区分	電話番号() 所属課名(右記)

事 業 方 向		数 量 (注3)
新 設 開 拓	在 庫	
輸 入		
国内からの受け入れ		
出 口 (注4)		
その他の増加(注5)		
調 整	在 庫 (注6)	
耗 費	在 庫 (注7)	

総	出
国内へ出	込
中減少	し
事 故 損 失	
運送又は販賣(返品)	
その他小減少(返少)	
高 木 五 庫	
調 整 (返少)	
計 (返少)	
高 木 荘 司 (返少)	
高 木 康 喜 (返少)	

2. 明細表			
(3) 輸入(注13)			
被 入 れ	被入の方の名前(法人にあっては、その名称)	受入年月日	数 量(注13)
調 整(注6)			

計				
※ 国内からの受入れ(注1)				
	就労工場又は事業所名	受け入年月日	数量(冊)	その他(注1)
費 入 れ				
調 整(仕向)				

別記様式第4（第7条関係）

比1. 国際見本帳の使用等に関する規則第7条第4項、第8項。添付表又は第11項の規定に基づき提出する全ての報告書及び回

15 いざなが一方の間に通すMBAの符号を記載し、彼方の隣には相手がある場合のみ相手のMBAの符号を記載すること

1
2

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

おもてなしの心で、それをより多くの方へお届けするため、お手数ですが、お問い合わせ用紙にてご連絡ください。

27 本の表の左欄に記入する区分に依り、それぞれ右欄に記入する所号を記載すること。
この報告書に係るM.B.A.における研究の結果によつて、以前に報告されてゐないものである場合は M

別記様式第5（第7条関係）

表1 国際東洋書籍の売上等に関する調査結果(第7回第8回第9回第10回第11回第12回の発行に基づき算出する全ての図書)又は(同第7回第8回の発行に基づき算出する)目次を算出する。然る第7回又は第12回の発行に基づき算出する全ての図書

別記様式第6（第7条関係）

別記様式第7
(第7条関係)

（左の2）
MBAを修了した後、就職活動をする際は、必ずMBAにこだわる企業がほとんどです。MBAを修了するまでの長い間、MBAにこだわる企業がほとんどです。

No.	Name	Age	Sex	Occupation	Physical Condition		Disease	Treatment	Notes
					Height	Weight			
1	John Doe	35	M	Farmer	5'8"	160 lbs	None	None	Normal
2	Jane Smith	28	F	Homemaker	5'5"	130 lbs	None	None	Normal
3	Michael Johnson	42	M	Construction Worker	5'10"	180 lbs	None	None	Normal
4	Sarah Williams	30	F	Office Worker	5'4"	140 lbs	None	None	Normal
5	David Lee	25	M	Student	5'7"	150 lbs	None	None	Normal
6	Emily Brown	22	F	Waitress	5'3"	120 lbs	None	None	Normal
7	Robert Green	38	M	Teacher	5'9"	170 lbs	None	None	Normal
8	Amy White	27	F	Secretary	5'6"	145 lbs	None	None	Normal
9	Christopher Black	40	M	Businessman	5'11"	190 lbs	None	None	Normal
10	Elizabeth Grey	29	F	Artist	5'4"	135 lbs	None	None	Normal
11	Matthew Wilson	32	M	Police Officer	5'10"	175 lbs	None	None	Normal
12	Karen Davis	26	F	Waiter	5'3"	125 lbs	None	None	Normal
13	James Parker	37	M	Engineer	5'11"	185 lbs	None	None	Normal
14	Laura Clark	24	F	Administrative Assistant	5'5"	135 lbs	None	None	Normal
15	Stephen King	45	M	Manager	5'10"	175 lbs	None	None	Normal
16	Victoria Parker	21	F	Student	5'2"	115 lbs	None	None	Normal
17	Matthew Wilson	32	M	Police Officer	5'10"	175 lbs	None	None	Normal
18	Karen Davis	26	F	Waiter	5'3"	125 lbs	None	None	Normal
19	James Parker	37	M	Engineer	5'11"	185 lbs	None	None	Normal
20	Laura Clark	24	F	Administrative Assistant	5'5"	135 lbs	None	None	Normal

別記様式第8（第7条関係）

各選択肢に対する記述	
「新規開拓」、「既存の拠点を再構築」を行った営業戦略の構図に該当する。	F B
「新規開拓」、「既存の拠点を再構築」を行った営業戦略の構図に該当する。	R A
「新規開拓」、「既存の拠点を再構築」を行った営業戦略の構図に該当する。	R A
「新規開拓」、「既存の拠点を再構築」を行った営業戦略の構図に該当する。	B E
「新規開拓」、「既存の拠点を再構築」を行った営業戦略の構図に該当する。	D I
「新規開拓」、「既存の拠点を再構築」を行った営業戦略の構図に該当する。	D A
「新規開拓」、「既存の拠点を再構築」を行った営業戦略の構図に該当する。	B A

日期	年月日
单据号	(01)
客户名称	恒生银行有限公司
收货人	恒生银行有限公司
地址	香港中环德忌利士街12号
电话	252-252-252-252
传真	252-252-252-252
联系人	张三
货物名称	恒生银行有限公司
数量	10000
单位	箱
单件重量	50
总重	500
体积	50x50x50
装箱尺寸	50x50x50
装箱方式	纸箱
包装方式	纸箱
是否需要特殊处理	否
备注	恒生银行有限公司

別記様式第10（第7条関係）

別記様式第11（第7条関係）

別記様式第12（第7条関係）

別記様式第13（第7条関係）

出1 國際化貿易の専門家に対する意識調査(各項目5段階又は第4項の選択肢に並びを越える全ての回答書につき、無効) (試験研究会)

別記様式第14（第7条関係）

核燃料物質輸入(輸出)実施計画報告書
年　月　日

別記様式第18（第7条関係）

別記様式第19（第7条関係）

支店出荷在庫登録票 (出荷用)	
支店名	出荷年月日
出荷品目	出荷量
出荷先	出荷先
備考	

- B1: 本取扱規約の付記(2)の規定による出荷をすること。
 3: 本取扱規約の付記(2)の規定による出荷をすること。
 4: 本取扱規約の付記(2)の規定による出荷をすること。
 5: 本取扱規約の付記(2)の規定による出荷をすること。
 6: 本取扱規約の付記(2)の規定による出荷をすること。
 7: 本取扱規約の付記(2)の規定による出荷をすること。
 8: 本取扱規約の付記(2)の規定による出荷をすること。
 9: 本取扱規約の付記(2)の規定による出荷をすること。
 10: 本取扱規約の付記(2)の規定による出荷をすること。
 11: 本取扱規約の付記(2)の規定による出荷をすること。
 12: 本取扱規約の付記(2)の規定による出荷をすること。
 13: 本取扱規約の付記(2)の規定による出荷をすること。
 14: 本取扱規約の付記(2)の規定による出荷をすること。
 15: 本取扱規約の付記(2)の規定による出荷をすること。
 16: 本取扱規約の付記(2)の規定による出荷をすること。

16: 本取扱規約の付記(2)の規定による出荷をすること。
 17: 本取扱規約の付記(2)の規定による出荷をすること。
 18: 本取扱規約の付記(2)の規定による出荷をすること。
 19: 本取扱規約の付記(2)の規定による出荷をすること。
 20: 本取扱規約の付記(2)の規定による出荷をすること。

支店出荷在庫登録票
(出荷用)
年 月 日

支店名	出荷年月日
出荷品目	
出荷先	
備考	
支店名	出荷年月日

支店出荷在庫登録票
(出荷用)
年 月 日

備考1 この用紙はつきりと、日本通運規約Aとしてすること。
 2 この用紙は、支店出荷在庫登録票(出荷用)の補助として使用すること。

第1回の取扱い		第2回の取扱い		第3回の取扱い	
回数	回数	回数	回数	回数	回数
回数	回数	回数	回数	回数	回数
回数	回数	回数	回数	回数	回数
回数	回数	回数	回数	回数	回数

別記様式第21（第7条関係）

30 強記種式語から他の語の意味に説明する区分に同じし、それそれを説明する語を記憶すること。

別記様式第22（第7条関係）

参考文献

20. 味覚活性化剤の味觉活性による記載すること。
21. 味覚活性化剤の味觉活性による記載すること。
22. 味覚活性化剤の味觉活性による記載すること。

参考文献

1. この書類は、日本農業規格A4のつづり込み式とすること。
 2. この書類は、A4サイズに判型で記載すること。

登録料金支拂済証明書	
年月日	
被登録機関員名	
姓	名
仕	所
（記入欄）本件に付し、その用意及び代表者の名を	
被登録者名、被登録機関員名の用意及び代表者の名を記入する場合は、被登録機関員名と被登録機関の名前を記入せよ。各欄の右端に「○」印を記入せよ。	
氏名又は登録番号	登録番号
法人によってては代表者の登録番号	
姓	名
土建又は農業	業種
工事	業種
使用	業種
使用の場所	業種
被登録機関員登録番号の記入欄	
姓	名
登録番号	登録番号
申請登録機関の名前	
事務上の担当者	所属機関名（　　） 電話番号（　　） P A X番号（　　） メールアドレス（　　）
※ 填 積 年月日(注)	
被登録料金支拂済(注)	
紹介書(注)(注)	
元 所 在(注)	

登記番号: 23(7年保証) (登記番号: 23年保証) (登記番号: 23年保証)	
地籍資料登記用 (輸出) 場所: 東京	
月別	
電子化契約書面	
登記者	
地主として登記権利者	
住所	
二重姓又は通称	
事業所	
税務登記	
登録の登記者	
住所	
登録の登記者	
住所	
地籍資料登記用 (登記) (登記番号: 23)	
事務所名	
住所	
登録員の氏名	
会社名	
登録員の登記番号	
FAX番号	
メールアドレス	
輸入 (購入) の日付	
輸入 (購入) の方法	
輸入 (購入) の場所	
輸出の種類	
M&A番号	
取扱番号 (登記)	
登録番号 (登記)	

バーコード又は参考番号 (例4)
バーコード又は取扱 (例5)
統計的物質の区分番号 (例6)
販売地国名 (例7)
販売地番号 (例8)
小物別に記載する場合 重量又は数量 (例9)
分類別物質貯蔵量 (例10)
容器の形状 (例11)
化合物又は混合物 の構成割合 (例12)
包装 (例13)
輸送用容器 (例14)
輸送用容器 の種類 (例15)
輸送用容器 の容積 (例16)

12. 別冊説明書4(3の3)の(3)に記載すること。

13. 別冊説明書の適用範囲に従事する業者を定める規制の根柢に基づき提出する全ての会員登録及び個人情報の取り扱いに関する「個人情報の取扱い方針」の記載に付ける各会員登録における、MBA会員ごとに[000]から次回の登録までの間にかかる期間の(一)についての参考資料を記載すること。

14. 我らに個人情報をついて正しく説明するための説明会並びに個人情報の取扱い方針を記載すること。

4. 特種の取扱い
　4.1. ファン文化、複数文化による、スマッシュのバッフル等の多様な文化の発展と、それらの文化への貢献を実現し、繋ぐの使命は、複数文化の多様な持続性を確立すること。

5. 別冊説明書4(3の3)の(4)に記載すること。

6. 別冊説明書1の1の(3)に記載すること。

7. 別冊説明書1の3の3の(3)に記載すること。

8. 別冊説明書1の3の3の(4)に記載すること。

6. 固形物質物の種類ごとに、別記式様1の(2)の例により記載すること。
元素濃度は、化合物の分子量に占めるクチク又はトリムの分子量を基準に算出すること。
 7. 元素又は化合物の量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の場合は四捨五入すること。
 8. 同上。
 9. 固形物質4の記載の例により記載すること。
 10. 植人の場合は、最早地から通知された組成、形態等の情報又は物質記述コードを記載すること。
 11. 他の場合は、日本農業規格A-4とすること。

別記様式第24（第7条関係）

ムの量をキログラム単位で記載し、1キログラム未満の場合は、四捨五入すること。

3. 告示行為日をもとに算定する予想栄養料物質又は既往栄養料物質に含まれるウツシ又はトリルカの量をキログラム単位で記載し、1キログラム未満の場合は、四捨五入すること。

4. 1年間に摂取することができる既往栄養料物質又は既往栄養料物質に含まれるウツシ又はトリルカの量をキログラム単位で記載し、1キログラム未満の場合は、四捨五入すること。

- 5 東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を、東京に連絡先がない場合は工場又は事業所における連絡先を記載すること。
備考1 この用語の文書化は、日本産業規格A4とすること。
2 この用語書は、核燃料物質又は核燃料物質の区分ごとに作成すること。

別記様式第15(第7条添削) 1世帯区分所有、地主。平成26年1月16日、平成27年4月6日、一部改正。平均地積6.6。洋建第3種第1号、甲種文書専用。一部改正。平成26年3月1日付。甲種文書第1種以下一部改正。平均地積6.6。洋建第3種第2号。一部改正。令和元年3月1日付。平成26年3月21日、一部改正。

注1 別途様式第12号の例により記載すること。
 2 サイトの職員の勤務開始の時刻及び勤務終了の時刻を記載すること。
 3 日曜日、土曜日又は国民の祝日に係る適用(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の付日がある場合にあっては該該休日の年月日を記載し、これらの日以外の休日がない場合にはあっては空白とすること。

- 4 サイドの運営状況の把握と「精神疾患」を記載すること。

5 通常に満足度の高い場合は運営に対する評議会開催を実施し、通常に満足がなければ、合意に基づき改善策における評議会を開催すること。

6 精神疾患の運営評議会開催率が実現しない場合、運営における改善策を実現するための行動計画を作成すること。

7 サイドごとに「カタログ」を作成し、運営のない運営を記載すること。

8 運営ごとに「図書館」を作成し、運営を記載すること。

9 精神科医が取り扱う課題について運営の運営率の外で評議会に登録し、その運営率も算出する認定とする。

10 精神科医が取り扱う課題の運営率及び運営の運営率を算出する際は、運営する精神科医のカタログと運営する運営の図書館について評議会に登録され、運営を実現する場合において運営の運営率を算出すること。また、運営を実現した場合においては「運営」に登録すること。

11 他のごとに運営コードを登録し、当該運営が施設である場合においては、運営コードを登録すること。

12 この用語の意味は、日本医療機器 A とすること。

13 この用語の意味は、サイドごとに登録すること。

別記式第26(第7条専用) 1学年文科令63、法30、中2支令60、一部改正。学年文科令63、政教大改令下、平文科令63、一部改正。平文科令2、法30支令60、法30政教大改令下、一部改正。平文科令63、財政令63、財政令63、一部改正。令文令子令63、令文令子令63、一部改正。

(出)

連絡者の名前 負担課題名()

往) ①追記謝罪附属資料に掲げる勘定のうち、該当するものを記入。
 2 年間に生じた資材又は設備(追記謝罪附属資料()
 ホットセルを含む)について、該該資材又は設備ごとの数量を
 と。
 3 東京に基盤がある場合は東京における通路割合、東京に連絡
 又は事務所ににおける簿記を記載すること。
 備考) 1 この用紙の大きさは、日本規格A4紙であること。

別記様式第27(第7条賃借)：甲付賃借条件、乙付賃借条件、丙付賃借条件、丁付賃借条件、戊付賃借条件、己付賃借条件、庚付賃借条件、辛付賃借条件、壬付賃借条件、癸付賃借条件、甲付賃借条件、乙付賃借条件、丙付賃借条件、丁付賃借条件、戊付賃借条件、己付賃借条件、庚付賃借条件、辛付賃借条件、壬付賃借条件、癸付賃借条件。

原野植物、栽培植物及び野生子の種類に関する法規の条項		栽培植物の使用に関する規制		名無類の規定により、より、ひととおり規制	
品目	名	品目	名	品目	名
草	山 草	野 菜			
實 植	果 (生)				
食 菜	葉 (生)				
生 產 植	葉 (生)				
土 定 生 產	葉 (生)				
土 定 和	力 (生)				
藻類の品目	名	水生植物	名	水生植物	名
(生)		(生)		(生)	
水生植物の名		水生植物の名		水生植物の名	

3 報告を行ひ月を経て1年間に生ずる予定のランの量について算出記述し、1キログラムウムの量は、四捨五入すること

4 1年間に生ずることでわかるランの量について、キログラムに換算し、1キログラム未満の場合は、四捨五入すること。

5 東京に通勤先がある場合は東京における通勤先を、東京に通勤合はウラン以外における通勤先を記述すること。

参考1 この用語の大きさは、日本を最も熱くすること。
2 この用語は、カクシウム山ごとに呼ぶこと。

備考 この用語の大きさは、日本薬局方規格 A 6とする。

別記様式第30（第10条関係）

別記様式第30(第10条同)

電磁的記錄媒體提出系

年 月 日